

発行 公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団  
 〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26  
 TEL 03-5346-3250 FAX 03-5346-3253  
<http://members.jcom.home.ne.jp/sugi-jigyodan/>

## 家族向けセミナー2014が開催されました

去る6月24日(火) 障害をお持ちの方のご家族と障害者施設などの関係機関の職員の方々を対象とした、平成26年度家族向けセミナーをワークサポート杉並会議室にて開催しました。今回の講師は、特例子会社あずさオフィスメイト株式会社管理部長の遠藤周一郎様にお願いしました。また、お子様が企業に就労されている漆原真理様をお迎えして「就職に必要な準備性・支援機関と家庭での支援」についてお話していただきました。

遠藤部長からは企業の望む人材として①社会人としての基礎が身についている人。②働く意欲のある人。そして印象的だったのは③家事の経験がある人とのことでした。家の手伝いの大切さを再確認しました。

漆原様からは、ご子息の成育の様子や就労前後のお話。仕事を継続していくうえでの対応など経験を基にした実感のあるお話がうかがえました。ご苦労されたことを思い出されて時折涙ぐまれる漆原様に参加者も深い共感を覚えているようでした。

第2部では質疑応答が行われ、家族・支援者としての具体的な質問に丁寧にお答えしていただきました。参加された方々から「またこのようなセミナーをやってください」とのお言葉をいただきセミナーを終了することができました。



## 第3回 杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議

6月10日(火)、今年度3回目となる杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議を開催しました。今回は「就労継続B型事業所での就労支援について」というテーマで、社会福祉法人東京都知的障害者育成会大田区立くすのき園より金井朋大氏をお招きして講演をしていただきました。

実際の事例をもとに、ご本人・ご家族の意向や職業適性とのマッチング、利用した社会資源などについて、就労に至るまでの具体的なプロセスをわかりやすく説明していただきました。その後はグループに分かれて感想等を話し合い、活発な意見交換も行われました。何より、「利用者の成長が支援の意欲につながる」という金井氏の熱意が、参加者それぞれの支援意欲につながる貴重な時間となりました。今後もこのような時間を活用し、地域の支援力向上に努めていきたいと思っております。



## 失業保険について

### 受給資格と手続きなど



ワンポイント豆知識

失業保険の目的とは「1日も早く再就職ができることを支援するための就労活動に大切な資金」であり、「失業中の生活を心配せずに新しい仕事を探すことに専念できるためのもの」、さらには「職業教育訓練や専門学校などで働く能力を伸ばすための必要な経費の支援」「定年後の再雇用で賃金が低下しても、会社を退職せずに済むための援助金」等が挙げられます。

失業保険の給付には、「就職しようとする気持ちと、いつでも就職できる能力があり、積極的に就職活動を行っているのにもかかわらず、職業に就くことができない状態」という条件があります。

つまり、再就職を希望せず、就職活動をしない人は失業保険を受けることはできませんし、反対に再就職をしようとしている人であれば、基本的に誰でも失業保険の給付金を受けとる権利があります。

この権利のことを「受給資格」と言い、その権利を有する者を「受給資格者」と呼んでいます。

このように、失業保険は「受給資格」があり、今まで雇用保険料をきちんと納めていた人が受けられる権利です。就職活動にやる気があっても、雇用保険料が未納だった人が、ハローワークに行ってもすぐに給付を受け取れるわけではありません。例えば、雇用保険を納めた期間が離職日以前の2年間で12カ月以上、倒産や解雇で離職を余儀なくされた人なら離職日以前の1年間で6ヶ月以上ある人に限られます。（引用：「失業保険事典」）

新しい職員が加わりました

庶務担当 繁岡 佳代子  
(7月1日付 採用)

お世話になりました

顧問 土屋 義雄  
(5月31日付 退職)  
庶務担当 本庄 紀子  
(5月31日付 退職)



就職しました(5月・6月)

軽作業	1名
事務補助	10名
清掃	1名
食器洗浄・調理補助	2名
その他	1名

写真については、ご本人の了解を得て掲載しています。